

総務省令第三十四号

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第一百七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項に次の一号を加える。

十 前年の特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について法第三十二条第十二項及び第三百十三条第十二項の規定又は法第三十二条第十四項及び第三百十三条第十四項の規定の適用を受けようとする場合（前年分の所得税のうち租税特別措置法第八条の四第一項に規定する

上場株式等の配当等に係るもの及び同法第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に係るものの全部について同法第八条の五第一項の規定又は同法第三十七条の十一の五

第一項の規定の適用を受けようとする場合を除く。）には、その旨

第二条の三の二第一項中「次項及び第二条の三の四」を「次項」に、「次条及び第二条の三の四」を「次条及び第二条の三の四第一号」に改め、同条第二項中「受理した」を「給与所得者の扶養親族申告書又は国外扶養親族証明書類を受理した場合には、当該」に、「」及び「を」又は当該」に、「は、法」を「を、法」に改め、同条第四項中「第二条の三の四」を「第二条の三の四第二号」に、「第二項中」を「前項中」に改める。

第二条の三の三第三項第三号中「に規定する申告書（第二条の五）」を「の規定による申告書（第二条の四から第二条の五の二まで）」に改める。

第二条の三の四第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる電磁的方法による提供は、所得税法第百九十八条第二項の規定による当該各号に定める事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

一 法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族
申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供 所得税法第九十四条第一項の申告書に記載すべ
き事項

二 法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族
異動申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供 所得税法第九十四条第二項の申告書に記載
すべき事項

第二条の三の四に次の一項を加える。

3 法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定の適用がある場合における前条
第九項の規定の適用については、同項中「当該申告書」とあるのは、「法第四十五条の三の二第四項及
び第三百十七条の三の二第四項に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を
記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式
で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とする。

第二条の三の五第一項中「この条及び次条」を「第二条の三の七まで」に改め、同条第二項中「受理し

た」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書又は国外扶養親族証明書類（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）を受理した場合には、当該」に、「」及び」を「次条第八項において同じ。）又は当該」に、「（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）は、「を、「」に改める。

第二条の三の七中「第三百七条の三の三第四項の規定による」の下に「公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の」を加え、「第二百三条の六第一項の規定による」を「第二百三条の六第五項の規定による同項に規定する」に改め、「同法第九十八条第二項の規定による」を削る。

第二条の四を次のように改める。

（退職所得申告書の提出方法）

第二条の四 所得税法第二百三条第一項の規定により同項の規定による申告書を提出しなければならない者（次項及び第二条の五の三において「退職手当等の支払を受ける者」という。）が退職所得申告書を提出する場合には、同法第二百三条第一項の規定による申告書と併せて法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等の支払者（次項及び次条において「退職手当等の支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 退職手当等の支払者が退職手当等の支払を受ける者から退職所得申告書を受理した場合には、当該退職所得申告書（法第五十条の七第三項及び第三百二十八条の七第三項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該退職所得申告書に記載すべき事項を含む。次条第六項において同じ。）を、法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する市町村長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該退職所得申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第二条の五の見出し中「提出方法等」を「記載事項」に改め、同条第一項を削り、同条第二項第三号中「当該他の退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号イ中「第七十一条の二第二項」を「第七十一条の二第四項」に改め、同号ロ中「第七十一条の二第四項第一号又は第二号」を「第七十一条の二第十二項各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十条の七第

一 項第二号及び第三百二十八条の七第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部がこれらの規定に規定する短期退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第二項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎

ロ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第十一項各号に掲げる場合に該当するときは、同令第三百十九条の三第二項に規定する短期退職所得控除額の計算の基礎

第二条の五中第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「第一項ただし書」を「前条第二項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「申告書に」を「退職所得申告書に」に改め、同項を同条第六項とする。

第二条の五の二を第二条の五の三とし、第二条の五の次に次の一条を加える。

（退職所得申告書の電磁的方法による提供方法）

第二条の五の二 法第五十条の七第三項及び第三百二十八条の七第三項の規定による退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条第四項の規定による同項に規定する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

第三条の三の三第五項を同条第八項とし、同条第一項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第五十三条第四十六項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第四十六項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）から入力して、特定申告を行わなければならない。

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のものを含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子署名を行

つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第七項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

3 第一項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて特定申告を行うものとする。

第五条の二を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第七十二条の三十二第一項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第一項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）から入力して、特定申告を行わなければならない。

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて事務所又は事業所所在地の道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のものを含む。以下この項において「電子署名」という。）

を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第七項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

3 第一項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて特定申告を行うものとする。

第八条の五十一第五項中「書類に」を「書類を」に、「署名する」を「確認する」に改める。

第九条の二第八項第二号中「第十二項第二号」を「次号及び第十三項第二号」に、「第四条の二」を「第四条の三」に、「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「令和二年度燃費基準達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成レベル」に、「百十」を「七十五」に改め、同項に次の一号を加える。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第十一項第二号中「百二十」を「百」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次

の一号を加える。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第二十九項中「第四号イからハまで」を「第四号イからニまで」に、「第十一項及び第十二項」を「及び第十一項から第十三項まで」に改め、同項の表第八項第二号の項中「第四条の二」を「第四条の三」に、「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「令和二年度燃費基準達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成レベル」に、「百十」を「七十五」に、「第十一項第二号及び第十二項第二号」を「次号及び第十一項から第十三項まで」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十二」に、「第一条第二号」を「（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第八項第三号	第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準工
	向上達成レベル（以下こ	ネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た 数値以上であること並びに

	<p>第十一項第二号</p>
<p>の条及び第九条の四において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。が百以上であること及び</p>	<p>その旨</p>
<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び</p> <p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

が算定されていない旨

第九条の二第二十九項の表第十一項第二号の項中「第十一項第二号」を「第十一項第三号」に、「百二十」を「百」に、「百分の百八十」を「百分の百五十」に改め、同項の次に次のように加える。

第十二項第二号	令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに
	その旨	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第九条の二第二十九項の表第十二項第二号の項中「第十二項第二号」を「第十三項第二号」に、「百二十」を「百二十五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十七」に改め、同条第二十九項を同条第三十四項とし、同条第二十八項中「第一条第一号」を「第一条第一項第一号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の前に次の一項を加える。

32 法第四百四十九条第二項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

第九条の二第二十七項中「令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法」に、「次項」を「以下この条」に、「第一条第二号」を「第一条第一項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十五項中「第四百四十九条第一項第六号ニ(1)(ii)」を「第四百四十九条第一項第六号へ(1)(ii)」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「第四百四十九条第一項第六号ニ(1)(i)」を「第四百四十九条第一項第六号へ(1)(i)」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「第四百四十九条第一項第六号ニ」を「第四百四十九条第一項第六号へ(1)(i)」に改め、同条第二十二項中「第百四十九条第一項第六号ハ」を「第百四十九条第一項第六号ホ」に改め、「バス又は」を削り、「百十五」を「百二十」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の前に次の一項を加える。

26 法第四百四十九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

第九条の二第二十一項中「第四百四十九条第一項第六号ロ」を「第四百四十九条第一項第六号ハ」に、「同号イ」を「同号イ(1)」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に改め、同項を同条第二十五項とし、同項の前に次の一項を加える。

24 法第四百四十九条第一項第六号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第二十項中「第四百四十九条第一項第六号イ」を「第四百四十九条第一項第六号イ(1)」に改め、

同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第四百四十九条第一項第六号イ」を「第四百四十九条第一項第六号イ(1)」に改め、同項を同条第二十二項とし、同項の前に次の一項を加える。

21 法第四百四十九条第一項第六号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第十八項第二号中「百二十」を「百」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二中第十八項を第二十項とし、第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、同条第十

五項第一号中「第十八項第一号」を「第二十項第一号」に改め、同項第二号中「百十」を「百」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第四百九十九条第一項第四号ホ」を「第四百九十九条第一項第四号ト」に改め、「バス又は」を削り、同項第二号中「百十五」を「百二十」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の前に次の一項を加える。

15 法第四百九十九条第一項第四号へに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第十三項中「第四百四十九条第一項第四号ニ」を「第四百四十九条第一項第四号ホ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第四百四十九条第一項第四号ハ」を「第四百四十九条第一項第四号ニ」に改め、「バス又は」を削り、同項第二号中「百二十」を「百二十五」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 法第四百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条

第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二に次の三項を加える。

35 法第四百十九条第三項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

36 法第四百十九条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

37 法第百四十九条第三項において準用する同条第一項（第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロ

に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第八項、第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項第二号	
<p>第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が七十五以上であること及び 	<p>第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・向上達成レベルが百九以上であること並びに
その旨	その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定

		<p>等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLT Cモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第十一項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに</p>
<p>第十七項第二号</p>	<p>その旨 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上で</p>	<p>その旨及びWLT Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨 令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに</p>

	<p>あること及び その旨</p>	<p>その旨及びWLTモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第二十項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び その旨</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに その旨及びWLTモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第二十一項第一号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び その旨</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに その旨及びWLTモード法により当該自動車</p>

	第二十四項第一号	のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに
	その旨	その旨及びWLTモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第九条の四第一項第二号中「百十未満」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車

検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第二項第二号中「百十以上百二十未満」を「百以上」に改め、同号を同項第三号とし、同項

第一号の次に次の一号を加える。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車

検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十七項を削り、同条第十六項中「第百五十七條第二項第一号ホ」を「第百五十七條第二項第一号ニ」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第百五十七條第二項第一号ニ」を「第百五十七條第二項第一号ハ」に改め、同項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第百五十七條第二項第一号ハ」を「第百五十七條第二項第一号ロ」に改め、同項第二号中「百十以上百十五未満」を「百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第百五十七條第二項第一号ロ」を「第百五十七條第二項第一号イ」に改め、同項第二号中「百十未満」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四中第十三項を第十四項とし、第十一項及び第十二項を削り、同条第十項中「第一百五十七条第一項第三号ハ」を「第一百五十七条第一項第三号ホ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第一百五十七条第一項第三号ロ」を「第一百五十七条第一項第三号ニ」に、「百十以上百十五未満」を「百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第一百五十七条第一項第三号イ」を「第一百五十七条第一項第三号ハ」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の二項を加える。

9 法第一百五十七条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

10 法第五十七條第一項第三号口に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第七項第二号中「百十以上百二十未満」を「百以上」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第七項を同条第八項とし、同条第六項第二号中「百十未満」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車

検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第百五十七条第一項第一号ホ」を「第百五十七条第一項第一号へ」に改め、同項第二号中「百十以上百十五未満」を「百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第百五十七条第一項第一号ニ」を「第百五十七条第一項第一号ホ」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第百五十七条第一項第一号ハ」を「第百五十七条第一項第一号ニ」に改め、「バス又は」を削り、同項第二号中「百十五以上百二十未満」を「百二十以上百二十五未満」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第百五十七条第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条

第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十八項中「第百五十七條第二項第二号ロ」を「第百五十七條第二項第二号」に改め、同項第二号中「百十未満」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第二十二項を削り、同条第二十一項中「第百五十七條第二項第三号ハ」を「第百五十七條第

二項第三号ニ」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第百五十七條第二項第三号ロ」を「第百五十七條第二項第三号ハ」に、「百五以上百十未滿」を「百十以上百十五未滿」に、「当該自動車」が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている」を「おいてその旨が明らかになっている」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第百五十七條第二項第三号イ」を「第百五十七條第二項第三号ロ」に改め、同項第二号中「百以上百五未滿」を「百五以上百十未滿」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19 法第百五十七條第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未滿、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未滿であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第二十三項中「同条第一項（第一号イからハまで）」を「同条第一項（第一号イからニまで）」に、「第二項（第一号イからハまで）」を「第二項（第一号イ及びロ）」に、「第三項まで及び第十二項から第十四項まで」を「第四項まで並びに第十四項及び第十五項」に改め、同項の表第一項第二号の項中「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満」に、「百分の百五十」を「百分の百四十一」に、「第一条第二号」を「第一条第一項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第二項第二号	<p>第一項第二号</p> <p>令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p> <p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エ</p>
令和十二年度燃費基準達成		

<p>成レベルが七十五以上八十五未満であること及び</p>	<p>エネルギー消費効率に百分の百六十二を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>その旨</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

第九条の四第二十三項の表第二項第二号の項中「第二項第二号」を「第二項第三号」に、「百十以上百二十未満」を「百以上」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>第三項第二号</p>	
<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>その旨</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率</p>

第九条の四第二十三項の表第三項第二号の項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「百十五以上百二十未満」を「百二十以上百二十五未満」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十」に改め、同項の表第十二項第二号の項中「第十二項第二号」を「第十四項第二号」に、「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」に、「百分の百三十八」を「百分の百三十」に改め、同項の表第十三項第二号の項中「第十三項第二号」を「第十四項第三号」に改め、「百十未満」を削り、同項の表第十四項第二号の項中「第十四項第二号」を「第十五項第二号」に、「百十以上百十五未満」を「百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」に、「百分の百三十八」を「百分の百四十四」に改め、同条に次の一項を加える。

24 法第百五十七条第五項において準用する同条第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。）の規定の適用

がある場合における第一項、第二項、第七項から第十項まで、第十四項、第十八項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項第二号	第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び</p> <p>その旨</p>	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上である旨	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが九十四以上であること並びに</p> <p>その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
--------	--------	--------------	---	-------------------------	--

	<p>成レベルが七十五以上八十五未満であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>ること並びに</p> <p>その旨及びWLT Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第七項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが九十四以上であること並びに</p> <p>その旨及びWLT Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第八項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに</p> <p>その旨及びWLT Cモード法により当該自動車</p>

	第九項第一号	のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが九十四以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十四項第二号、第十八項第二号及び第十九	令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用	令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに

項第一号

<p>車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び</p>	
<p>その旨</p>	<p>その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

第十条第四項ただし書を削り、同条第八項中「第九条の二十七第一項」を「第九条の二十六第一項」に改める。

第十条の二の八第五項を同条第八項とし、同条第二項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、同条第一項中「第三百二十一条の八第四十二項後段」を「第三百二十一条の八第四十二項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第三百二十一条の八第四十二項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第四十二項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する

添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機から入力して、特定申告を行わなければならない。

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の代表者があらかじめ機構を通じて市町村長に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のものを含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第七項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

3 第一項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って特定申告を行うものとする。

第十条の二の十五中「外壁」を「外壁仕上」に、「内壁」を「内壁仕上」に、「天井」を「天井仕上」に、「外部仕上」を「外壁仕上」に、「内部仕上」を「内壁仕上」に改める。

第十条の十三の五を第十条の十三の六とし、第十条の十三の四を第十条の十三の五とし、第十条の十三

の三を第十条の十三の四とし、第十条の十三の二の次に次の一条を加える。

（政令第五十一条の十五の十一第一項の証明がされたもの）

第十条の十三の三 政令第五十一条の十五の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものは、同項に規定する洪水吐ゲート等に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により同項に規定する河川管理者の証明がされたものとする。

第十五条の九第三項中「及び第十五条の十一において「適用関係告示」を「において「適用関係告示」に改め、同条第五項第二号中「第八項第二号」を「次号及び第八項第二号」に、「第四条の二」を「第四条の三」に、「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「令和二年度燃費基準達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成レベル」に、「百十」を「七十五」に改め、同項に次の一号を加える。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第十五条の九第八項第二号中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「百二十」を「百二十五」に改め、同条第九項中「令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法」に、「次項」を「以下この条」に、「第一条第二号」を「第一条第一項第三号」に改め、同条第十一項の表第五項第二号の項中「第四条の二」を「第四条の三」に、「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「令和二年度燃費基準達成レベル」を「令和十二年度燃費基準達成レベル」に、「百十」を「七十五」に改め、「十・十五モード燃費値（）」及び「平成二十二年度基準エネルギー消費効率（）」の下に「次号及び」を加え、「百分の百六十五」を「百分の百六十二」に、「第一条第二号」を「第一条第一項第二号」に改め、「方法（）」の下に「次号及び」を加え、同項の次に次のように加える。

第五項第二号	燃費評価実施要領第四条	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エ
	の二に規定する令和二年	ネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た
	度燃費基準達成・向上達	数值以上であること並びに

	<p>成レベル（第十五条の十 一第一項第三号において 「令和二年度燃費基準達 成レベル」という。）が 百以上であること及び</p>	
<p>その旨</p>		<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモ ード法により当該軽自動車のエネルギー消費効 率が算定されていない旨</p>

第十五条の九第十一項の表第八項第二号の項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「百二十五」を「百分の百五十」に、「百分の百五十七」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第一条第一号」を「第一条第一項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 法第四百四十六条第二項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネ

ルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

第十五条の九に次の三項を加える。

13 法第四百四十六条第三項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

14 法第四百四十六条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

15 法第四百四十六条第三項において準用する同条第一項（第三号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項第二号中「第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が七十五以上であること及び」とあるのは「第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百九以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは

「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」とする。

第十五条の十一第一項第二号中「百十未満」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第十五条の十一第二項第二号中「百十五以上百二十未満」を「百二十以上百二十五未満」に改め、同条第四項の表以外の部分中「及び」を「又は」に、「前三項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項の表第一項第二号の項中「令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満」に、「次項第二号及び第三項第二号」を「次号及び第二項から第四項まで」に、「百分の百五十」を「百分の百三十」に、「第一条第二号」を「第一条第一項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>第一項第三号</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>第三項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十九を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>その旨</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効</p>	<p>率が算定されていない旨</p>

第十五条の十一第四項の表第三項第二号の項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）」を「百十五以上百二十未満」に、「百分の百三十八」を「百分の百四十四」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第四百五十一条第二項」を「第四百五十一条第二項第二号」に改め、「乗用車又は」を削り、同項第一号イ中「イ又は」を削り、同号口中「(1)又は」を削り、同項第二号中「百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）」を「百十五以上百二十未満」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第四百五十一条第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一

条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第十五条の十一に次の一項を加える。

6 法第四百五十一条第五項において準用する同条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに
--------	------------------------	-------------------------------

	<p>五未満であること及び その旨</p>	<p>その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（第三項第二号において「WLTモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第三項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及び その旨</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること並びに その旨及びWLTモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

第二十四条の三十九第一項第一号の四を同項第一号の五とし、同項第一号の三の次に次の一号を加える。

一の四 法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る法第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書の提出

第二十四条の三十九第一項第四号を同項第三号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

四 法第五十三条の二の更正請求書の提出

第二十四条の三十九第一項中第七号の四を第七号の六とし、第七号の三を第七号の五とし、第七号の二を第七号の四とし、第七号の次に次の二号を加える。

七の二 法第七十二条の三十三第一項及び第二項の更正請求書の提出

七の三 法第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書の提出

第二十四条の三十九第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 法第三百十七条の六第二項に規定する届出書の提出

第二十四条の三十九第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 法第三百二十一条の五第三項に規定する届出書の提出

第二十四条の三十九第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 法第三百二十一条の八の二の更正請求書の提出

第二十四条の三十九第一項第十二号の次に次の三号を加える。

十二の二 法第四百五十四条第一項の規定による申告書の提出

十二の三 法第四百五十四条第二項の規定による報告書の提出

十二の四 法第四百六十三条の十九第一項の規定による申告書又は報告書の提出

第二十五条の見出し中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改め、同条中「第七百四十八条の承認を受けている同条の表の各号の上欄に掲げる者」を「第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿（同項に規定する地方税関係帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同項各号に掲げる者」に改め、「次に掲げる要件」の下に「（当該者が特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行つている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）」を加え、「承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる同条に規定する地方税関係帳簿（以下第二十九条までにおいて「地方税関係帳簿」という。）に係る法第七百四十八条に

規定する」及び「（以下第二十八条までにおいて「電磁的記録」という。）」を削り、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「（当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理）」の下に「（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条及び第二十七条において同じ。）」を加え、「第七百四十八条の表の各号の上欄」を「第七百四十八条第一項各号」に、「法第七百五十条第一項に規定するプログラム」を「電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの」に、「この条及び第二十七条第二項」を「この項及び第五項第五号」に改め、「同表の各号の上欄に掲げる」を削り、同号イ中「電子計算機処理システム」の下に「（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条及び第二十七条第一項第三号において同じ。）」を加え、同号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号を削り、同条に次の一号を加える。

三 地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようしておくこと。

第二十五条に次の八項を加える。

2 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件をいう。

一 法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同項各号に掲げる者 次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）

イ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

(1) 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(2) 当該地方税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができること。

ロ 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連地方税関係帳簿（当該地方税関係帳簿に

関連する地方税関係帳簿をいう。ロにおいて同じ。）の記録事項（当該関連地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項の規定により当該関連地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関連地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は法第七百四十九条第一項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この項及び次条において同じ。）による保存をもつて当該関連地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ハ 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(1) 取引年月日、取引金額及び取引先（(2)及び(3)において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

(2) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができるこ

と。

(3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

二 法第七百四十九条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする法第七百四十八条第一項各号に掲げる者 次に掲げる要件

イ 前号に定める要件

ロ 次条第一項第一号ロ(1)の電磁的記録に、前号イ(1)及び(2)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ハ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、地方税関係帳簿の種類及び取引年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

ニ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

ホ 当該地方税関係帳簿の保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿の保存をしななければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該地方税関係帳簿に係る地方税の法定納期限（法第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。）後三年を経過する日までの間（当該法第七百四十八条第一項各号に掲げる者が当該地方税関係帳簿に係る地方税の納税義務者でない場合には、当該者が当該納税義務者であるとした場合における当該期間に相当する期間）、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第二号及び前号ハに掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ハに規定する機能（当該者が地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ（1）に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

- 3 第一項の規定は、法第七百四十八条第二項の規定により地方税関係書類（同項に規定する地方税関係書類をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項各号に掲げる者の当該電磁的記録の保存について準用する。
この場合において、第一項中「特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。）を確保して当該電磁的記録の」と読み替えるものとする。
- 4 法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める装置は、スキャナとする。
- 5 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類（同項に規定する地方税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

一 次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。

イ 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

ロ 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行うこと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件（当該者が同号イ又はロに掲げる方法により当該地方税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。

(1) 解像度が、日本産業規格（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下

この項及び次条第一項第二号において同じ。）Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上で読み取る

ものであること。

(2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。

ロ 当該地方税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号及び第二十七条第一項において「タイムスタンプ」という。）を付すこと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと）。

(1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該地方税関係書類の保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(2) 課税期間（地方税に関する法令の規定により地方税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう

。) 中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ハ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報（当該地方税関係書類の作成又は受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該地方税関係書類の大きさが日本産業規格 A 列四番以下であるときは、(1) に掲げる情報に限る。）を保存すること。

(1) 解像度及び階調に関する情報

(2) 当該地方税関係書類の大きさに関する情報

ニ 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(1) 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(2) 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

三 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

四 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係書類に関連する地方税関係帳簿の記録事項（当該地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項の規定により当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は法第七百四十九条第一項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

五 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。

- イ 整然とした形式であること。
- ロ 当該地方税関係書類と同程度に明瞭であること。
- ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。
- ニ 地方団体の長が定めるところにより日本産業規格Z八三〇五に規定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。
- 六 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。
 - イ 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（ロ及びハにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。
 - ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
 - ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。
- 七 第一項第一号の規定は、法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各号の上欄に掲げる者の当該電

磁的記録の保存について準用する。

6 法第七百四十八条第三項の表の各号の上欄に掲げる者が、災害その他やむを得ない事情により、同項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて同項前段の地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができ。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

7 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該地方税関係書類のうち当該地方税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした当該各号の中欄に掲げる書類（以下この項及び次項において「過去分書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長に提出したとき（従前において当該過去分書類と同一の種類書類に係る適用届

出書を当該地方団体の長に提出していない場合に限る。）は、第五項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該過去分書類（当該地方団体に係るものに限る。）に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと」（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと）とあるのは「こと」と、同号ハ中「情報」（当該地方税関係書類の作成又は受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該地方税関係書類の大きさが日本産業規格A列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。）とあるのは「情報」とする。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する

法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二 基準日

三 その他参考となるべき事項

<p>一 法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等</p>	<p>同条第三項に規定する書類</p>	<p>同項の小売販売業者の営業所所在地の道府県知事</p>
	<p>同条第四項に規定する書類</p>	<p>同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所所在地の道府県知事</p>
<p>法第七十四条の六第二項に規定する書類</p>	<p>法第七十四条の二第一項の小売販売業者の営業所所在地の道府県知事又は同条第二項の卸売販売業者等の事務所若しくは事業所で当該売渡し若しくは消費等に係る製造たばこを直接管理するものの所在地の道府県知事</p>	

<p>二 法第四百四十四条の三十二第一項第三号に係る承認を受けた者</p>	<p>同条第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証の写し</p>	<p>同条第一項に規定する道府県知事</p>
<p>三 法第四百四十四条の三十五第七項の特別徴収義務者</p>	<p>同項に規定する書類</p>	<p>法第四百四十四条の二第一項に規定する軽油の納入地所在地の道府県知事</p>
<p>四 法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等</p>	<p>同条第三項に規定する書類</p>	<p>同項の小売販売業者の営業所所在地の市町村長</p>
<p>同条第四項に規定する書類</p>	<p>法第四百六十九条第二項に規定する書類</p>	<p>同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所所在地の市町村長</p>
<p>同条第四項に規定する書類</p>	<p>法第四百六十九条第二項に規定する書類</p>	<p>法第四百六十五条第一項の小売販売業者の営業所所在地の市町村長又は同条第二項の卸売販売業者等の事務所若しくは事業所で当該売</p>

渡し若しくは消費等に係る製造たばこを直接
管理するものの所在地の市町村長

8 前項の規定により過去分書類に係る電磁的記録の保存をする法第七百四十八条第三項の表の各号の上欄に掲げる者が、災害その他やむを得ない事情により、同項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたと認められるときは、この限りでない。

9 法第七百四十八条第三項後段に規定する総務省令で定める要件は、同項後段の地方税関係書類に係る電磁的記録について、当該地方税関係書類の保存場所に、地方税に関する法令の規定により当該地方税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

第二十六条の見出し中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改め、同条第一項中「承認を受け
ている法第七百四十八条の表の各号の上欄」を「規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及

び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする法第七百四十八条第一項各号」に、「前条各号に掲げる要件」を「前条第一項各号に掲げる要件（当該者が同条第二項に規定する特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つている場合には、同条第一項第三号に掲げる要件を除く。）」に改め、「承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿に係る」を削り、「同項第一号ロ(1)中「第七百四十八条の表の各号の上欄」を「第七百四十八条第一項各号」に改め、「（前条第一号イ及びロに規定する事実及び内容に係るものを含む。）」を削り、「記名押印」を「その氏名」に改め、同号ロ(2)中「記名押印」を「氏名」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、法第七百四十九条第二項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする法第七百四十八条第二項各号に掲げる者の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用

する。この場合において、前項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項第一号及び第三号」と、「特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは「特定要件（同項第二号ハからホまでに掲げるものに限る。）に従つて」と、「及び次に」とあるのは「並びに次に」と読み替えるものとする。

第二十六条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第七百四十九条第二項の承認を受けている法第七百四十八条の表の各号の上欄」を「第七百四十九条第三項の規定により地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする法第七百四十八条第一項各号」に改め、「掲げる者」の下に「又は同条第二項各号に掲げる者」を加え、「承認を受けている地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿又は地方税関係書類」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第七百四十九条第三項に規定する総務省令で定める場合は、法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えている同項各号に掲げる者の当該地方税関係帳簿又は同条第二項の規定により地方税関係書類に係る

電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている同項各号に掲げる者の当該地方税関係書類の全部又は一部について、その保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿又は地方税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

第二十七条から第三十条までを次のように改める。

（法第七百五十条第三項の電磁的記録の保存）

第二十七条 法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）に係る電磁的記録の提供を受けた者（以下この項及び第三項において「保存義務者」という。）は、当該電磁的記録を、当該地方税関係書類の徴収若しくは当該書類の提出が書面により行われたとした場合又は書面により行われその写しを作成されたとした場合に、地方税に関する法令の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所

に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第二十五条第一項第二号及び第五項第六号並びに同項第七号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、同条第五項第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が千万円以下である事業者である場合であつて、当該要求に応じることができるようになっているときは、同号に掲げる要件）を除く。）に従つて保存しなければならない。

一 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該記載事項の授受を行うこと。

二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、

当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

イ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該記載事項の授受後、速やかに行うこと。

ロ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該記載事項の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

三 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該記載事項の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

四 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業者 個人事業者（業務を行う個人をいう。以下この項において同じ。）及び法人をいう。

二 判定期間 次に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。

イ 個人事業者 当該電磁的記録の提供を受けた日の属する年の一月一日から十二月三十一日までの期間

ロ 法人 当該電磁的記録の提供を受けた日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次号において同じ。）

三 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

3 保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、法第七百五十条第三項に規定する総務省令で定めるところに従って当該記載事項に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明したときは、第一項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができると認められるとき、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該総務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

第二十八条から第三十条まで 削除

第三十一条の二の二中「基づき国土交通大臣」の下に「（道路運送車両法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。以下この条において同じ。）」を加え、「道府県知事」を「地方団体の長」に改める。

附則第二条の九の次に次の一条を加える。

（法附則第九条第二十二項の取引）

第二条の十 法附則第九条第二十二項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

附則第三条の二の二第一項中「第四条」を「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同条第五項中「第六条」を「第六条第一項（第四号に係る部分を除く。）」に改める。

附則第三条の二の十六中「が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当する」を「について行う同項に規

定する増築等の工事に要した費用の額（附則第三条の二の十八において「増築等の工事に要した費用の額」という。）が三百万円以上である」に改める。

附則第三条の二の二十一を附則第三条の二の二十二とし、附則第三条の二の二十を附則第三条の二の二十一とし、附則第三条の二の十九の見出し及び同条第一項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項第一号」に改め、同条を附則第三条の二の二十とし、附則第三条の二の十八第二項中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十三項第一号」を「附則第七条第二十二項第一号」を「附則第七条第二十三項第一号」に改め、同条を附則第三条の二の二十とし、附則第三条の二の十八第二項中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十九とし、附則第三条の二の十七の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第二十一項の証明がされた家屋）

第三条の二の十八 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相当する額のいずれか多い額を超えるものであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

附則第四条の七第七項中「、木材注葉業」を削る。

附則第四条の九の二中「令和元年度及び令和二年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改める。

附則第四条の十中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

附則第四条の十一第二項第一号中「第四項第一号」を「第五項第一号」に、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改め、同項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、「第六号」の下に「、第三十九条の二」を加え、同条第八項を削り、同条第七項中「車両安定性制御装置をいう。以下この条」を「車両安定性制御装置をいう。第十一項及び第十四項」に、「衝突被害軽減制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。以下この条）」を「衝突被害軽減制御装置（同条第四項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。第九項及び第十四項）」に、「又は車線逸脱警報装置（同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条）」を「、車線逸脱警報装置（同条第四項に規定する車線逸脱警報装置をいう。第十項及び第十四項）」に、「のいずれか二以上」を「及び側方衝突警報装置（同条第四項

に規定する側方衝突警報装置をいう。第十二項及び第十七項において同じ。」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項第二号中「第六号」の下に「、第三十九条の二」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法附則第十二条の二の十三第二項に規定する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とする自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証において空港アクセスバスである旨が明らかにされているものとする。

附則第四条の十一第九項を削り、同条第十項中「附則第十二条の二の十三第四項第一号」を「附則第十二条の二の十三第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の十三第四項第一号」を「附則第十二条の二の十三第四項第二号」を「附則第十二条の二の十三第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十二条の二の十三第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する側方衝突警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環

境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の五及び第四百四十五条の五の基準とする。

附則第四条の十一第十三項中「附則第十二条の二の十三第四項第三号」を「附則第十二条の二の十三第四項」に改め、同条第十五項を次のように改める。

15 法附則第十二条の二の十三第五項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

附則第四条の十一第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「附則第十二条の二の十三第八項」を「附則第十二条の二の十三第七項」に改め、同項第二号中「第七項までの規定の適用を受けようとする場合」を「第六項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「同条第四項第三号、第五項第三号及び第四号、第六項第三号並びに第七項に掲げる自動車（バス等を除く。）」を「同条第四項、第五項第三号及び第四号並びに第六項に掲げる自動車」に改め、同号イ中「第七項」を「第六項」に改め、同号ハ中「附則第五条の二第二項」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第十九項とし、同項の前に次の一項を加える。

18 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める被けん引自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において被けん引自動車である旨が明らかにされているものとする。

附則第四条の十一第十六項中「附則第十二条の二の十三第七項」を「附則第十二条の二の十三第六項」に、「車線逸脱警報装置」を「側方衝突警報装置」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16 法附則第十二条の二の十三第五項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

附則第五条の二第二項中「自動車と」を「天然ガス自動車と」に改め、同条第三項中「自動車と」を「ガソリン自動車と」に改め、同項第二号中「第九条の二第八項第二号」を「第九条の二第八項第三号」に改め、同条第四項中「自動車と」を「石油ガス自動車と」に改め、同条第五項中「自動車と」を「ガソリン自動車と」に改め、同条第六項中「自動車と」を「石油ガス自動車と」に改め、同条に次の七項を加える。

7 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定

める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する天然ガス自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

8 法附則第十二条の三第五項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第九条の二第八項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（以下この条において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9 法附則第十二条の三第五項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる

値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

10 法附則第十二条の三第五項第六号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

11 法附則第十二条の三第六項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の

二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12 法附則第十二条の三第六項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の

二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13 法附則第十二条の三第六項第三号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第五条の二の三中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

附則第六条第二十六項及び第二十七項を削り、同条第二十八項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第八項」に改め、「二酸化炭素排出抑制対策事業費又は」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

30 法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に係る基準に適合することについて国土交通大臣の証明がされた船舶とする。

附則第六条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項第一号中「附則第十

五条第十六項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同号ハ中「客室内に発光ダイオードを光源とする照明器具を有する」を「有する客室内の照明器具、前照灯及び行先表示器が発光ダイオードを光源とするものである」に改め、同項第二号中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条中第四十項を第三十九項とし、第四十一項を第四十項とし、第四十二項を第四十一項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項第三号中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条中第四十七項を第四十六項とし、第四十八項を第四十七項とし、第四十九項を第四十八項とし、同条第五十項中「附則第十五条第二

五項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条中第五十三項を第五十二項とし、第五十四項を第五十三項とし、第五十五項を第五十四項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第三十項第一号イ」を「附則第十五条第二十七項第一号イ」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第三十項第一号イ」を「附則第十五条第二十七項第一号イ」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十項第一号ロ」を「附則第十五条第二十七項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十項第一号ハ」を「附則第十五条第二十七項第一号ハ」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十項中「附則第十五条第三十項第一号ニ」を「附則第十五条第二十七項第一号ニ」に改め、同項を同条第六十一項中「附則第十五条第三十項第二号ハ」を「附則第十五条第二十七項第二号ハ」に改め、同項を同条第六十二項中「附則第十五条第三十項第三号ハ」を「附則第十五条第三十項第三号ハ」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十三項を削り、同条第六十四項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項

を同条第六十二項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十八項を同条第六十六項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

70 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一 住宅

二 学校

三 幼保連携型認定こども園

四 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの

五 保育所その他これに類するもの

六 建築基準法施行令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等（助産所及び前二号に掲げるものを除く。）

七 診療所

八 病院

九 公衆便所

十 工場

十一 倉庫

71 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が前項各号に掲げる用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

附則第六条第七十四項から第七十九項までを削り、同条第八十項中「附則第十一条第四十二項」を「附

則第十一条第四十項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十二項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十九項第一号」を「附則第十一条第四十七項第一号」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十六項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第四十八項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十九項中「附則第十一条第五十一項」を「附則第十一条第四十九項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条に次の四項を加える。

84 政令附則第十一条第五十項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とす

る。

一 当該事業が行われる政令附則第十一条第五十項に規定する都市機能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）内において十以上の自転車駐車を置いて行うものであること。

二 情報通信技術を利用した自転車駐車場の使用状況を管理するシステムを用いて行うものであること。

85 法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一 自転車（人の力を補うため電動機を用いるものに限る。）

二 自転車駐車器具（道路法施行令第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具をいう。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 都市機能誘導区域にある誘導施設（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第二項第三号に規定する誘導施設をいう。）又は旅客施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号に規定する旅客施設をいう。）を

中心とする半径百五十メートルの円で囲まれる区域内にある自転車駐車場（一の当該区域内に整備される自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置の数の合計が二十五以上であるものに限る。）の用に供されるものであること。

ロ 自転車に充電するための設備を有するものであること。

86 法附則第十五条第四十六項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

87 法附則第十五条第四十六項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

附則第七条の三第一項第二号中「この項及び次項」を「この号及び次項第二号」に改め、同条第四項第一号中「次項」を「次号」に改め、同条第五項中「同条第三項の」を「同項の」に改め、同項の表第一号

中「令和元年度又は令和二年度」を「令和三年度又は令和四年度」に改め、同表第二号中「令和元年度又は令和二年度」を「令和三年度又は令和四年度」に、「この中の」を「回中の」に改め、同表第三号中「令和元年度又は令和二年度」を「令和3年度又は令和4年度」に改め、同条第六項中「令和元年度又は令和二年度」を「令和三年度又は令和四年度」に改め、同条第九項の表第四項第一号の項中「次項」を「次号」に改め、同表第五項の表以外の部分の項の中欄中「同条第三項」を「同項の」に改め、同項の下欄中「同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項の」に改め、同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項の」を「同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項の」に改め、同

表中

被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分	特定仮換地等の面積	特定仮換地等に係る共有持分又は特定共有持分
被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分	特定仮換地等の面積	特定仮換地等に係る共有持分又は特定共有持分

を

に改め、同項の次に次の二項を加える。

10 政令附則第十二条の四第十三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11 政令附則第十二条の四第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋又は政令附則第十二条の四第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号及び次号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人

番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が平成二十八年熊本地震により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋又は被災償却資産が平成二十八年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

三 政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の四

第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第十五項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第七条の三の次に次の一条を加える。

（政令附則第十二条の五第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の四 政令附則第十二条の五第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が平成三十年六月二十七日において共有持分を有していた法附則第十六条の三第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）

）を取得した場合　その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二　政令附則第十二条の五第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合　同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2　政令附則第十二条の五第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が平成三十年六月二十七日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち

ち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の五第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合 これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第十二条の五第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4 法附則第十六条の三第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地（以下この項から第九項までにおいて「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
<p>一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成三十年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供さ</p>	<p>$(1/A) \times ((B \times C) / D)$</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する</p>

れていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。)を平成三十年六月二十七日において所有していた者(以下この項において「特例対象者」という。)で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(同月二十八日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル(当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メー

額

Ｃ 当該被災共用土地の面積

Ｄ 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

トルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成三十年六月二十七日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得し

た相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有してい

<p>るもの</p>	
<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 特例対象者で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（平成三十年六月二十八日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの</p> <p>ロ 相続人等で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土</p>	<p>イ $(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / L\} \times (1/G)$</p> <p>ロ $(1/A) \times ((B \times E) / J)$</p> <p>イ < E × (F + H) である場合にはイの算式を用いる。</p> <p>ロ > E × (F + H) である場合にはロの算式を用いる。</p> <p>(算式の符号)</p>

地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。

-)
- D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの
- E 当該被災共用土地の面積
- F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの
- G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の

令和 3 年度又は令和 4 年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和 3 年度又は令和 4 年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又はこの号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下この I において「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2 以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者

	<p>にあつては、その所有していた当該専有部分の 数に専有部分の住居数を乗じたものとする。) を 合算したもの</p> <p>J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地であ る部分の面積</p> <p>K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である 部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である 部分の面積</p>
<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成三十年度に係る賦課期日において 人の居住の用に供する部分（別荘の用に 供する部分を除く。次項において同じ。</p>	<p>(A - (B + C)) / (A × D) (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の</p>

<p>を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 平成三十年六月二十八日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者 (相続人等を除く。)</p>	<p>当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p> <p>シ 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p> <p>ス この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
---	--

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成三十年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの(以下この項及び次項において「併用専有部分」という。)を平成三十年六月二十七日において所有していた者(以下この項において「特例対象者」という。)で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の五第

三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をも

つて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乘ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

κ 居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成三十年六月二十八日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の三第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の第一号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
第五項の表の第二号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積
	$\frac{(1/A) \times ((B \times C) / D)}$	$(1/A) \times ((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G)$
	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積
		E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積
		F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
		G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積
	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積

	$\frac{(1/A) \times ((B \times E) / J)}{E \times (F + H)}$	$\frac{(1/A) \times ((B \times M) / J) + N \times (E - M) / O}{M \times (F + H)}$
	<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>	<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p> <p>M 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p> <p>N 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>O 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>
第六項	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積

9 法附則第十六条の三第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四項各号列記以外の部分</p>	<p>附則第十六条の三第三項</p>	<p>附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項</p>
<p>第四項第一号</p>	<p>附則第十六条の三第三項 被災共用土地</p>	<p>附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項 特定仮換地等</p>
<p>第四項第二号</p>	<p>同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）</p>	<p>同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第一項</p>
<p>被災共用土地</p>	<p>特定仮換地等</p>	

第五項の表の第一号	第五項の表以外の部分						附則第十六条の三第一項
	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る次の割合	被災共用土地に係る持分の割合	同項の	附則第十六条の三第三項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地の面積
被災共用土地の面積	被災共用土地に係る次の割合	被災共用土地に係る持分の割合	同項の	附則第十六条の三第三項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地の面積	附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項
特定仮換地等の面積	特定仮換地等に係る次の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合	同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項	附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等の面積	附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項

第五項の表の第二号		被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る特定共有持分	被災共用土地に係る固定資産税	被災共用土地に係る小規模住宅用地	被災共用土地の面積	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る固定資産税
		被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る特定共有持分	被災共用土地に係る固定資産税	被災共用土地に係る小規模住宅用地	被災共用土地の面積	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る固定資産税
被災共用土地に係る固定		特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特定共有持分	特定仮換地等に係る固定資産税	特定仮換地等に係る小規模住宅用地	特定仮換地等の面積	特定仮換地等の面積	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に係る固定資産税

第五項の表の第二号	資産税	
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る固定	特定仮換地等に係る固定資産税	

		第六項			
資産税	被災共用土地納税義務者	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	特定仮換地等納税義務者	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る持分の割合	被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地に係る特例適用共有持分
	被災共用土地に係る持分	被災共用土地に係る持分の割合	被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地に係る特例適用共有持分

	被災共用土地に係る被災区分所有家屋 被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋 特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第五項の 表の第二号の項	被災共用土地の面積 被災共用土地に係る被災区分所有家屋 被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等の面積 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋 特定仮換地等に係る一般住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋 被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋 特定仮換地等に係る非住宅用地

前項の表の第六項の項	被災共用土地の面積 被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等の面積 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
------------	--------------------------------	---

附則第八条の二の二中「附則第十九条の三第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「同条第三項」に改める。

附則第八条の三第一項第一号中「記名及び押印」を「記名」に改める。

附則第八条の三の三中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

附則第八条の三の五第三項第二号中「第十五条の九第五項第二号」を「第十五条の九第五項第三号」に改め、「第五項第二号において」を「以下この条において」に改め、同条に次の二項を加える。

7 法附則第三十条第七項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の

二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第十五条の九第五項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（次項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8 法附則第三十条第八項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第八条の四中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

附則第二十四条第一項第二号中「次項まで」を「この号及び次項第二号」に改め、同条第五項の表第一号中「令和三年度」を「令和八年度」に、「次項まで」を「この項及び次項」に改め、同表第二号中「令和三年度」を「令和八年度」に、「 $\frac{1}{100}$ 冊」を「 $\frac{1}{1000}$ 冊」に改め、同表第三号中「 $\frac{1}{100}$ 冊」を「 $\frac{1}{1000}$ 冊」に改め、同条第六項中「次項まで」を「この項及び次項」に、「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第九項の表中

被災共用土地の面積

特定仮換地等の面積

被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分
-----------------------	--

を

被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
-----------	-----------

に改め、同条第十二項第一号イ中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この項において同じ。）」を削り、「同法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に改める。

附則第二十九条（見出しを含む。）中「附則第六十一条第二項」を「附則第六十三条第二項」に改め、同条第一号中「附則第六十一条第一項各号」を「附則第六十三条第一項各号」に改め、同条第二号中「附則第六十一条第一項」を「附則第六十三条第一項」に改める。

附則第三十条第二項第二号中「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）」を「中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十四項」に改め、同条第四項第一号中「附則第六十二条

」を「附則第六十四条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項第二号中「附則第六十条」を「附則第六十四条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「附則第三十九条第一項第二号」を「附則第三十九条第一項第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 政令附則第三十九条第一項第二号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日で

あること。

三 当該機械及び装置について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分に限る。）に属する機械及び装置と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

4 政令附則第三十九条第一項第三号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該工具の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する工具を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度（その年

の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。) 開始の日以後の日であること。

- 三 当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。)に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

- 5 政令附則第三十九条第一項第四号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品(以下この項において「器具及び備品」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

- 一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。
- 二 当該器具及び備品の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する器具及び備品を型式その他の事項により区分した場合の各区分(次号において「型式区分」という。)に係る販売が開始された日(次号において「販売開始日」という。)が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前

の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該器具及び備品について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該器具及び備品の製造業者が製造した当該器具及び備品と同一の種別に属する器具及び備品の型式区分に限る。）に属する器具及び備品と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

6 政令附則第三十九条第一項第五号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備（以下この項において「建物附属設備」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該建物附属設備の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する建物附属設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始され

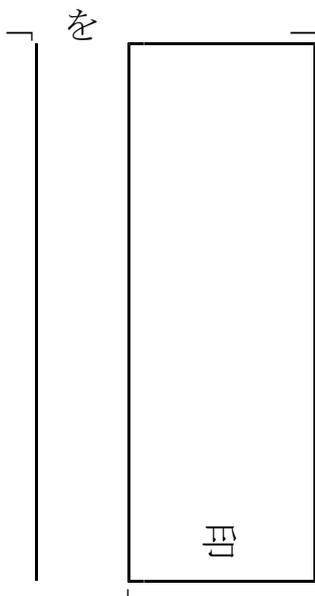
た日（次号において「販売開始日」という。）が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該建物附属設備について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該建物附属設備の製造業者が製造した当該建物附属設備と同一の種別に属する建物附属設備の型式区分に限る。）に属する建物附属設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

附則第三十一条第三号中「附則第六十一条第二項」を「附則第六十三条第二項」に改める。

第一号様式の表中「~~ヤ~~」を「~~ヤ~~」に改める。

第五号の四様式表面中



に改め、同様式裏面中「ケ」を「ロ」に、「ロ」を「サ」に、「サ」を「ツ」に改める。

第五号の五様式から第五号の六様式まで及び第五号の八様式中「㊦」を削る。

第五号の九様式表面を次のように改める。

第五号の九様式表面 (別添①) 挿入

第五号の十四様式備考2(3)中「これらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第

1号イ」を「同法第201条第1項第1号ロに規定する短期退職手当等(以下「短期退職手当等」という。)

又は同号ハ」に改め、「場合には、」の次に「当該短期退職手当等又は」を加え、同様式備考2(5)中「一

部が」の次に「短期退職手当等又は」を加え、「これらの規定によりその例によるものとされる所得税法

施行令第71条の2第2項」を「同令第71条の2第2項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同

条第4項」に改め、同様式備考2(6)中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同様式備考2(6)(3)中「第

71条の2第4項第1号」を「第71条の2第11項第1号」に改め、同様式備考2(9)(1)中「第71条の2第4項

第2号」や「第71条の2第11項第2号」に於て、同様条第2(9)に次のように加える。

(ホ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

第五号の十四條ヲ删スルニ付「第30条第5項第2号」や「第30条第6項第2号」ニ於ケル。

第五号の十四の二條ヲ删スルニ付「これらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1

項第1号イ」や「同法第201条第1項第1号ロに規定する短期退職手当等（以下「短期退職手当等」という

。）又は同号ハ」に於て、「場合には、」の次に「当該短期退職手当等又は」を挿入、同様条第2(ホ)中「一部が」の次に「短期退職手当等又は」を挿入、「これらの規定によりその例によるものとされる所得

税法施行令第71条の2第2項」や「同令第71条の2第2項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又

は同条第4項」に改め、同様式備考2(5)中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同様式備考2(5)(イ)中「第71条の2第4項第1号」を「第71条の2第11項第1号」に改め、同様式備考2(5)(ロ)中「第71条の2第4項第2号」を「第71条の2第11項第2号」に改め、同様式備考2(5)に次のように加える。

(ホ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

第五号の十四の二様式備考2(6)中「第30条第5項第2号」を「第30条第6項第2号」に改める。

第六号様式の表及び第六号様式(その2)の表中「確認印」を「確認」に、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第六号の二様式の表、第六号の三様式の表及び第六号の三様式(その2)の表中「確認印」を「確認」

に、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第七号の二様式の表中「第6号様式の⑦-⑧-⑨」を「第6号様式の⑦-⑧-⑨若しくは第6号様式（その2）の⑦-⑧-⑨」に改める。

第十号の三様式の表及び第十号の四様式の表中「齟齬印」を「齟齬」に、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第十号の五様式の表中「齟齬印」を「齟齬」に改める。

第十一号様式の表中「齟齬印」を「齟齬」に、「氏名印」を「氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第十二号の三様式、第十二号の七様式、第十二号の十様式、第十二号の十三様式及び第十二号の十五様式中「㊦」を削る。

第十三号様式の表、第十三号の二様式の表及び第十四号様式の表中「齟齬印」を「齟齬」に、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に、「経理責任者氏名印」を「経理責任者氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第十四号の二様式の表中「㊦」を削る。

第十四号の三様式の表中「𪛗𪛘𪛙」を「𪛗𪛘」に改める。

第十六号様式の表及び第十六号の三様式の表中「𪛗𪛘𪛙」を「𪛗𪛘」に改め、「㊦」を削る。

第十六号の六様式の表中「㊦」を削る。

第十六号の七様式の表中「𪛗𪛘𪛙」を「𪛗𪛘」に改め、「㊦」を削る。

第十六号の八様式の表、第十六号の十様式の表及び第十六号の十二様式中「㊦」を削る。

第十六号の十三様式及び第十六号の十四様式の表中「𪛗𪛘𪛙」を「𪛗𪛘」に改める。

第十六号の十五様式から第十六号の十六の二様式までの様式中「㊦」を削る。

第十六号の十七様式の表中「㊦」を削り、「𪛗𪛘𪛙」を「𪛗𪛘」に改め、同様式記載要領6中「𪛗𪛘𪛙」を「𪛗𪛘」に改める。

第十六号の十七の二様式の表中「㊦」を削り、「𪛗𪛘𪛙」を「𪛗𪛘」に改め、同様式記載要領5中「𪛗𪛘𪛙」を「𪛗𪛘」に改める。

第十六号の十八様式中「㊦」を削り、「𪛗𪛘𪛙𪛚𪛛𪛜𪛝𪛞𪛟𪛠𪛡𪛢𪛣𪛤𪛥𪛦𪛧𪛨𪛩𪛪𪛫𪛬𪛭𪛮𪛯𪛰𪛱𪛲𪛳𪛴𪛵𪛶𪛷𪛸𪛹𪛺𪛻𪛼𪛽𪛾𪛿𪜀𪜁𪜂𪜃𪜄𪜅𪜆𪜇𪜈𪜉𪜊𪜋𪜌𪜍𪜎𪜏𪜐𪜑𪜒𪜓𪜔𪜕𪜖𪜗𪜘𪜙𪜚𪜛𪜜𪜝𪜞𪜟𪜠𪜡𪜢𪜣𪜤𪜥𪜦𪜧𪜨𪜩𪜪𪜫𪜬𪜭𪜮𪜯𪜰𪜱𪜲𪜳𪜴𪜵𪜶𪜷𪜸𪜹𪜺𪜻𪜼𪜽𪜾𪜿𪝀𪝁𪝂𪝃𪝄𪝅𪝆𪝇𪝈𪝉𪝊𪝋𪝌𪝍𪝎𪝏𪝐𪝑𪝒𪝓𪝔𪝕𪝖𪝗𪝘𪝙𪝚𪝛𪝜𪝝𪝞𪝟𪝠𪝡𪝢𪝣𪝤𪝥𪝦𪝧𪝨𪝩𪝪𪝫𪝬𪝭𪝮𪝯𪝰𪝱𪝲𪝳𪝴𪝵𪝶𪝷𪝸𪝹𪝺𪝻𪝼𪝽𪝾𪝿𪞀𪞁𪞂𪞃𪞄𪞅𪞆𪞇𪞈𪞉𪞊𪞋𪞌𪞍𪞎𪞏𪞐𪞑𪞒𪞓𪞔𪞕𪞖𪞗𪞘𪞙𪞚𪞛𪞜𪞝𪞞𪞟𪞠𪞡𪞢𪞣𪞤𪞥𪞦𪞧𪞨𪞩𪞪𪞫𪞬𪞭𪞮𪞯𪞰𪞱𪞲𪞳𪞴𪞵𪞶𪞷𪞸𪞹𪞺𪞻𪞼𪞽𪞾𪞿𪟀𪟁𪟂𪟃𪟄𪟅𪟆𪟇𪟈𪟉𪟊𪟋𪟌𪟍𪟎𪟏𪟐𪟑𪟒𪟓𪟔𪟕𪟖𪟗𪟘𪟙𪟚𪟛𪟜𪟝𪟞𪟟𪟠𪟡𪟢𪟣𪟤𪟥𪟦𪟧𪟨𪟩𪟪𪟫𪟬𪟭𪟮𪟯𪟰𪟱𪟲𪟳𪟴𪟵𪟶𪟷𪟸𪟹𪟺𪟻𪟼𪟽𪟾𪟿𪠀𪠁𪠂𪠃𪠄𪠅𪠆𪠇𪠈𪠉𪠊𪠋𪠌𪠍𪠎𪠏𪠐𪠑𪠒𪠓𪠔𪠕𪠖𪠗𪠘𪠙𪠚𪠛𪠜𪠝𪠞𪠟𪠠𪠡𪠢𪠣𪠤𪠥𪠦𪠧𪠨𪠩𪠪𪠫𪠬𪠭𪠮𪠯𪠰𪠱𪠲𪠳𪠴𪠵𪠶𪠷𪠸𪠹𪠺𪠻𪠼𪠽𪠾𪠿𪡀𪡁𪡂𪡃𪡄𪡅𪡆𪡇𪡈𪡉𪡊𪡋𪡌𪡍𪡎𪡏𪡐𪡑𪡒𪡓𪡔𪡕𪡖𪡗𪡘𪡙𪡚𪡛𪡜𪡝𪡞𪡟𪡠𪡡𪡢𪡣𪡤𪡥𪡦𪡧𪡨𪡩𪡪𪡫𪡬𪡭𪡮𪡯𪡰𪡱𪡲𪡳𪡴𪡵𪡶𪡷𪡸𪡹𪡺𪡻𪡼𪡽𪡾𪡿𪢀𪢁𪢂𪢃𪢄𪢅𪢆𪢇𪢈𪢉𪢊𪢋𪢌𪢍𪢎𪢏𪢐𪢑𪢒𪢓𪢔𪢕𪢖𪢗𪢘𪢙𪢚𪢛𪢜𪢝𪢞𪢟𪢠𪢡𪢢𪢣𪢤𪢥𪢦𪢧𪢨𪢩𪢪𪢫𪢬𪢭𪢮𪢯𪢰𪢱𪢲𪢳𪢴𪢵𪢶𪢷𪢸𪢹𪢺𪢻𪢼𪢽𪢾𪢿𪣀𪣁𪣂𪣃𪣄𪣅𪣆𪣇𪣈𪣉𪣊𪣋𪣌𪣍𪣎𪣏𪣐𪣑𪣒𪣓𪣔𪣕𪣖𪣗𪣘𪣙𪣚𪣛𪣜𪣝𪣞𪣟𪣠𪣡𪣢𪣣𪣤𪣥𪣦𪣧𪣨𪣩𪣪𪣫𪣬𪣭𪣮𪣯𪣰𪣱𪣲𪣳𪣴𪣵𪣶𪣷𪣸𪣹𪣺𪣻𪣼𪣽𪣾𪣿𪤀𪤁𪤂𪤃𪤄𪤅𪤆𪤇𪤈𪤉𪤊𪤋𪤌𪤍𪤎𪤏𪤐𪤑𪤒𪤓𪤔𪤕𪤖𪤗𪤘𪤙𪤚𪤛𪤜𪤝𪤞𪤟𪤠𪤡𪤢𪤣𪤤𪤥𪤦𪤧𪤨𪤩𪤪𪤫𪤬𪤭𪤮𪤯𪤰𪤱𪤲𪤳𪤴𪤵𪤶𪤷𪤸𪤹𪤺𪤻𪤼𪤽𪤾𪤿𪥀𪥁𪥂𪥃𪥄𪥅𪥆𪥇𪥈𪥉𪥊𪥋𪥌𪥍𪥎𪥏𪥐𪥑𪥒𪥓𪥔𪥕𪥖𪥗𪥘𪥙𪥚𪥛𪥜𪥝𪥞𪥟𪥠𪥡𪥢𪥣𪥤𪥥𪥦𪥧𪥨𪥩𪥪𪥫𪥬𪥭𪥮𪥯𪥰𪥱𪥲𪥳𪥴𪥵𪥶𪥷𪥸𪥹𪥺𪥻𪥼𪥽𪥾𪥿𪦀𪦁𪦂𪦃𪦄𪦅𪦆𪦇𪦈𪦉𪦊𪦋𪦌𪦍𪦎𪦏𪦐𪦑𪦒𪦓𪦔𪦕𪦖𪦗𪦘𪦙𪦚𪦛𪦜𪦝𪦞𪦟𪦠𪦡𪦢𪦣𪦤𪦥𪦦𪦧𪦨𪦩𪦪𪦫𪦬𪦭𪦮𪦯𪦰𪦱𪦲𪦳𪦴𪦵𪦶𪦷𪦸𪦹𪦺𪦻𪦼𪦽𪦾𪦿𪧀𪧁𪧂𪧃𪧄𪧅𪧆𪧇𪧈𪧉𪧊𪧋𪧌𪧍𪧎𪧏𪧐𪧑𪧒𪧓𪧔𪧕𪧖𪧗𪧘𪧙𪧚𪧛𪧜𪧝𪧞𪧟𪧠𪧡𪧢𪧣𪧤𪧥𪧦𪧧𪧨𪧩𪧪𪧫𪧬𪧭𪧮𪧯𪧰𪧱𪧲𪧳𪧴𪧵𪧶𪧷𪧸𪧹𪧺𪧻𪧼𪧽𪧾𪧿𪨀𪨁𪨂𪨃𪨄𪨅𪨆𪨇𪨈𪨉𪨊𪨋𪨌𪨍𪨎𪨏𪨐𪨑𪨒𪨓𪨔𪨕𪨖𪨗𪨘𪨙𪨚𪨛𪨜𪨝𪨞𪨟𪨠𪨡𪨢𪨣𪨤𪨥𪨦𪨧𪨨𪨩𪨪𪨫𪨬𪨭𪨮𪨯𪨰𪨱𪨲𪨳𪨴𪨵𪨶𪨷𪨸𪨹𪨺𪨻𪨼𪨽𪨾𪨿𪩀𪩁𪩂𪩃𪩄𪩅𪩆𪩇𪩈𪩉𪩊𪩋𪩌𪩍𪩎𪩏𪩐𪩑𪩒𪩓𪩔𪩕𪩖𪩗𪩘𪩙𪩚𪩛𪩜𪩝𪩞𪩟𪩠𪩡𪩢𪩣𪩤𪩥𪩦𪩧𪩨𪩩𪩪𪩫𪩬𪩭𪩮𪩯𪩰𪩱𪩲𪩳𪩴𪩵𪩶𪩷𪩸𪩹𪩺𪩻𪩼𪩽𪩾𪩿𪪀𪪁𪪂𪪃𪪄𪪅𪪆𪪇𪪈𪪉𪪊𪪋𪪌𪪍𪪎𪪏𪪐𪪑𪪒𪪓𪪔𪪕𪪖𪪗𪪘𪪙𪪚𪪛𪪜𪪝𪪞𪪟𪪠𪪡𪪢𪪣𪪤𪪥𪪦𪪧𪪨𪪩𪪪𪪫𪪬𪪭𪪮𪪯𪪰𪪱𪪲𪪳𪪴𪪵𪪶𪪷𪪸𪪹𪪺𪪻𪪼𪪽𪪾𪪿𪫀𪫁𪫂𪫃𪫄𪫅𪫆𪫇𪫈𪫉𪫊𪫋𪫌𪫍𪫎𪫏𪫐𪫑𪫒𪫓𪫔𪫕𪫖𪫗𪫘𪫙𪫚𪫛𪫜𪫝𪫞𪫟𪫠𪫡𪫢𪫣𪫤𪫥𪫦𪫧𪫨𪫩𪫪𪫫𪫬𪫭𪫮𪫯𪫰𪫱𪫲𪫳𪫴𪫵𪫶𪫷𪫸𪫹𪫺𪫻𪫼𪫽𪫾𪫿𪬀𪬁𪬂𪬃𪬄𪬅𪬆𪬇𪬈𪬉𪬊𪬋𪬌𪬍𪬎𪬏𪬐𪬑𪬒𪬓𪬔𪬕𪬖𪬗𪬘𪬙𪬚𪬛𪬜𪬝𪬞𪬟𪬠𪬡𪬢𪬣𪬤𪬥𪬦𪬧𪬨𪬩𪬪𪬫𪬬𪬭𪬮𪬯𪬰𪬱𪬲𪬳𪬴𪬵𪬶𪬷𪬸𪬹𪬺𪬻𪬼𪬽𪬾𪬿𪭀𪭁𪭂𪭃𪭄𪭅𪭆𪭇𪭈𪭉𪭊𪭋𪭌𪭍𪭎𪭏𪭐𪭑𪭒𪭓𪭔𪭕𪭖𪭗𪭘𪭙𪭚𪭛𪭜𪭝𪭞𪭟𪭠𪭡𪭢𪭣𪭤𪭥𪭦𪭧𪭨𪭩𪭪𪭫𪭬𪭭𪭮𪭯𪭰𪭱𪭲𪭳𪭴𪭵𪭶𪭷𪭸𪭹𪭺𪭻𪭼𪭽𪭾𪭿𪮀𪮁𪮂𪮃𪮄𪮅𪮆𪮇𪮈𪮉𪮊𪮋𪮌𪮍𪮎𪮏𪮐𪮑𪮒𪮓𪮔𪮕𪮖𪮗𪮘𪮙𪮚𪮛𪮜𪮝𪮞𪮟𪮠𪮡𪮢𪮣𪮤𪮥𪮦𪮧𪮨𪮩𪮪𪮫𪮬𪮭𪮮𪮯𪮰𪮱𪮲𪮳𪮴𪮵𪮶𪮷𪮸𪮹𪮺𪮻𪮼𪮽𪮾𪮿𪯀𪯁𪯂𪯃𪯄𪯅𪯆𪯇𪯈𪯉𪯊𪯋𪯌𪯍𪯎𪯏𪯐𪯑𪯒𪯓𪯔𪯕𪯖𪯗𪯘𪯙𪯚𪯛𪯜𪯝𪯞𪯟𪯠𪯡𪯢𪯣𪯤𪯥𪯦𪯧𪯨𪯩𪯪𪯫𪯬𪯭𪯮𪯯𪯰𪯱𪯲𪯳𪯴𪯵𪯶𪯷𪯸𪯹𪯺𪯻𪯼𪯽𪯾𪯿𪰀𪰁𪰂𪰃𪰄𪰅𪰆𪰇𪰈𪰉𪰊𪰋𪰌𪰍𪰎𪰏𪰐𪰑𪰒𪰓𪰔𪰕𪰖𪰗𪰘𪰙𪰚𪰛𪰜𪰝𪰞𪰟𪰠𪰡𪰢𪰣𪰤𪰥𪰦𪰧𪰨𪰩𪰪𪰫𪰬𪰭𪰮𪰯𪰰𪰱𪰲𪰳𪰴𪰵𪰶𪰷𪰸𪰹𪰺𪰻𪰼𪰽𪰾𪰿𪱀𪱁𪱂𪱃𪱄𪱅𪱆𪱇𪱈𪱉𪱊𪱋𪱌𪱍𪱎𪱏𪱐𪱑𪱒𪱓𪱔𪱕𪱖𪱗𪱘𪱙𪱚𪱛𪱜𪱝𪱞𪱟𪱠𪱡𪱢𪱣𪱤𪱥𪱦𪱧𪱨𪱩𪱪𪱫𪱬𪱭𪱮𪱯𪱰𪱱𪱲𪱳𪱴𪱵𪱶𪱷𪱸𪱹𪱺𪱻𪱼𪱽𪱾𪱿𪲀𪲁𪲂𪲃𪲄𪲅𪲆𪲇𪲈𪲉𪲊𪲋𪲌𪲍𪲎𪲏𪲐𪲑𪲒𪲓𪲔𪲕𪲖𪲗𪲘𪲙𪲚𪲛𪲜𪲝𪲞𪲟𪲠𪲡𪲢𪲣𪲤𪲥𪲦𪲧𪲨𪲩𪲪𪲫𪲬𪲭𪲮𪲯𪲰𪲱𪲲𪲳𪲴𪲵𪲶𪲷𪲸𪲹𪲺𪲻𪲼𪲽𪲾𪲿𪳀𪳁𪳂𪳃𪳄𪳅𪳆𪳇𪳈𪳉𪳊𪳋𪳌𪳍𪳎𪳏𪳐𪳑𪳒𪳓𪳔𪳕𪳖𪳗𪳘𪳙𪳚𪳛𪳜𪳝𪳞𪳟𪳠𪳡𪳢𪳣𪳤𪳥𪳦𪳧𪳨𪳩𪳪𪳫𪳬𪳭𪳮𪳯𪳰𪳱𪳲𪳳𪳴𪳵𪳶𪳷𪳸𪳹𪳺𪳻𪳼𪳽𪳾𪳿𪴀𪴁𪴂𪴃𪴄𪴅𪴆𪴇𪴈𪴉𪴊𪴋𪴌𪴍𪴎𪴏𪴐𪴑𪴒𪴓𪴔𪴕𪴖𪴗𪴘𪴙𪴚𪴛𪴜𪴝𪴞𪴟𪴠𪴡𪴢𪴣𪴤𪴥𪴦𪴧𪴨𪴩𪴪𪴫𪴬𪴭𪴮𪴯𪴰𪴱𪴲𪴳𪴴𪴵𪴶𪴷𪴸𪴹𪴺𪴻𪴼𪴽𪴾𪴿𪵀𪵁𪵂𪵃𪵄𪵅𪵆𪵇𪵈𪵉𪵊𪵋𪵌𪵍𪵎𪵏𪵐𪵑𪵒𪵓𪵔𪵕𪵖𪵗𪵘𪵙𪵚𪵛𪵜𪵝𪵞𪵟𪵠𪵡𪵢𪵣𪵤𪵥𪵦𪵧𪵨𪵩𪵪𪵫𪵬𪵭𪵮𪵯𪵰𪵱𪵲𪵳𪵴𪵵𪵶𪵷𪵸𪵹𪵺𪵻𪵼𪵽𪵾𪵿𪶀𪶁𪶂𪶃𪶄𪶅𪶆𪶇𪶈𪶉𪶊𪶋𪶌𪶍𪶎𪶏𪶐𪶑𪶒𪶓𪶔𪶕𪶖𪶗𪶘𪶙𪶚𪶛𪶜𪶝𪶞𪶟𪶠𪶡𪶢𪶣𪶤𪶥𪶦𪶧𪶨𪶩𪶪𪶫𪶬𪶭𪶮𪶯𪶰𪶱𪶲𪶳𪶴𪶵𪶶𪶷𪶸𪶹𪶺𪶻𪶼𪶽𪶾𪶿𪷀𪷁𪷂𪷃𪷄𪷅𪷆𪷇𪷈𪷉𪷊𪷋𪷌𪷍𪷎𪷏𪷐𪷑𪷒𪷓𪷔𪷕𪷖𪷗𪷘𪷙𪷚𪷛𪷜𪷝𪷞𪷟𪷠𪷡𪷢𪷣𪷤𪷥𪷦𪷧𪷨𪷩𪷪𪷫𪷬𪷭𪷮𪷯𪷰𪷱𪷲𪷳𪷴𪷵𪷶𪷷𪷸𪷹𪷺𪷻𪷼𪷽𪷾𪷿𪸀𪸁𪸂𪸃𪸄𪸅𪸆𪸇𪸈𪸉𪸊𪸋𪸌𪸍𪸎𪸏𪸐𪸑𪸒𪸓𪸔𪸕𪸖𪸗𪸘𪸙𪸚𪸛𪸜𪸝𪸞𪸟𪸠𪸡𪸢𪸣𪸤𪸥𪸦𪸧𪸨𪸩𪸪𪸫𪸬𪸭𪸮𪸯𪸰𪸱𪸲𪸳𪸴𪸵𪸶𪸷𪸸𪸹𪸺𪸻𪸼𪸽𪸾𪸿𪹀𪹁𪹂𪹃𪹄𪹅𪹆𪹇𪹈𪹉𪹊𪹋𪹌𪹍𪹎𪹏𪹐𪹑𪹒𪹓𪹔𪹕𪹖𪹗𪹘𪹙𪹚𪹛𪹜𪹝𪹞𪹟𪹠𪹡𪹢𪹣𪹤𪹥𪹦𪹧𪹨𪹩𪹪𪹫𪹬𪹭𪹮𪹯𪹰𪹱𪹲𪹳𪹴𪹵𪹶𪹷𪹸𪹹𪹺𪹻𪹼𪹽𪹾𪹿𪺀𪺁𪺂𪺃𪺄𪺅𪺆𪺇𪺈𪺉𪺊𪺋𪺌𪺍𪺎𪺏𪺐𪺑𪺒𪺓𪺔𪺕𪺖𪺗𪺘𪺙𪺚𪺛𪺜𪺝𪺞𪺟𪺠𪺡𪺢𪺣𪺤𪺥𪺦𪺧𪺨𪺩𪺪𪺫𪺬𪺭𪺮𪺯𪺰𪺱𪺲𪺳𪺴𪺵𪺶𪺷𪺸𪺹𪺺𪺻𪺼𪺽𪺾𪺿𪻀𪻁𪻂𪻃𪻄𪻅𪻆𪻇𪻈𪻉𪻊𪻋𪻌𪻍𪻎𪻏𪻐𪻑𪻒𪻓𪻔𪻕𪻖𪻗𪻘𪻙𪻚𪻛𪻜𪻝𪻞𪻟𪻠𪻡𪻢𪻣𪻤𪻥𪻦𪻧𪻨𪻩𪻪𪻫𪻬𪻭𪻮𪻯𪻰𪻱𪻲𪻳𪻴𪻵𪻶𪻷𪻸𪻹𪻺𪻻𪻼𪻽𪻾𪻿𪼀𪼁𪼂𪼃𪼄𪼅𪼆𪼇𪼈𪼉𪼊𪼋𪼌𪼍𪼎𪼏𪼐𪼑𪼒𪼓𪼔𪼕𪼖𪼗𪼘𪼙𪼚𪼛𪼜𪼝𪼞𪼟𪼠𪼡𪼢𪼣𪼤𪼥𪼦𪼧𪼨𪼩𪼪𪼫𪼬𪼭𪼮𪼯𪼰𪼱𪼲𪼳𪼴𪼵𪼶𪼷𪼸𪼹𪼺𪼻𪼼𪼽𪼾𪼿𪽀𪽁𪽂𪽃𪽄𪽅𪽆𪽇𪽈𪽉𪽊𪽋𪽌𪽍𪽎𪽏𪽐𪽑𪽒𪽓𪽔𪽕𪽖𪽗𪽘𪽙𪽚𪽛𪽜𪽝𪽞𪽟𪽠𪽡𪽢𪽣𪽤𪽥𪽦𪽧𪽨𪽩𪽪𪽫𪽬𪽭𪽮𪽯𪽰𪽱𪽲𪽳𪽴𪽵𪽶𪽷𪽸𪽹𪽺𪽻𪽼𪽽𪽾𪽿𪾀𪾁𪾂𪾃𪾄𪾅𪾆𪾇𪾈𪾉𪾊𪾋𪾌𪾍𪾎𪾏𪾐𪾑𪾒𪾓𪾔𪾕𪾖𪾗𪾘𪾙𪾚𪾛𪾜𪾝𪾞𪾟𪾠𪾡𪾢𪾣𪾤𪾥𪾦𪾧𪾨𪾩𪾪𪾫𪾬𪾭𪾮𪾯𪾰𪾱𪾲𪾳𪾴𪾵𪾶𪾷𪾸𪾹𪾺𪾻𪾼𪾽𪾾𪾿𪿀𪿁𪿂𪿃𪿄𪿅𪿆𪿇𪿈𪿉𪿊𪿋𪿌𪿍𪿎𪿏𪿐𪿑𪿒𪿓𪿔𪿕𪿖𪿗𪿘𪿙𪿚𪿛𪿜𪿝𪿞𪿟𪿠𪿡𪿢𪿣𪿤𪿥𪿦𪿧𪿨𪿩𪿪𪿫𪿬𪿭𪿮𪿯𪿰𪿱𪿲𪿳𪿴𪿵𪿶𪿷𪿸𪿹𪿺𪿻𪿼𪿽𪿾𪿿

第十六号の二十一様式の表中「㊦」を削る。

第十六号の二十二様式中印の項を削る。

第十六号の二十三様式中「㊦」を削る。

第十六号の二十五様式から第十六号の三十三様式までの様式、第十六号の三十五様式から第十六号の四十一様式までの様式及び第十六号の四十二様式の表中「㊦」を削る。

第十六号の四十三様式を次のように改める。

第十六号の四十三様式 (別添②) 挿入

第十七号の二様式別表中

特別 寡婦	寡婦 寡夫
----------	----------

を

ひとり親	寡婦
------	----

に改め、同表の記載要領5中「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定に

よる改正前の地方税法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫を「寡婦又はひとり親」に改める。

第十八号様式を次のように改める。

第十八号様式 (別添③) 挿入

第二十号様式の表、第二十号の二様式の表及び第二十号の三様式の表中「確認印」を「確認」に、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第二十二号の二の二様式の表中「確認印」を「確認」に改める。

第二十二号の三様式の表中「確認印」を「確認」に、「氏名印」を「氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第二十六号様式の表及び第三十号様式の表中「㊦」を削る。

第三十一号様式の表中「認印自認」を「認印自認」に改める。

第三十三号の四様式を次のように改める。

第三十三号の四様式 (別添④) 挿入

第三十三号の四の二様式を次のように改める。

第三十三号の四の二様式 (別添⑤) 挿入

第三十三号の五様式を次のように改める。

第三十三号の五様式 (別添⑥) 挿入

第三十四号様式を次のように改める。

第三十四号様式 (別添⑦) 挿入

第三十四号の二様式の表、第三十四号の二の二様式の表及び第三十四号の二の六様式の表中「齟齬」

を「齟齬」に改め、「㊦」を削る。

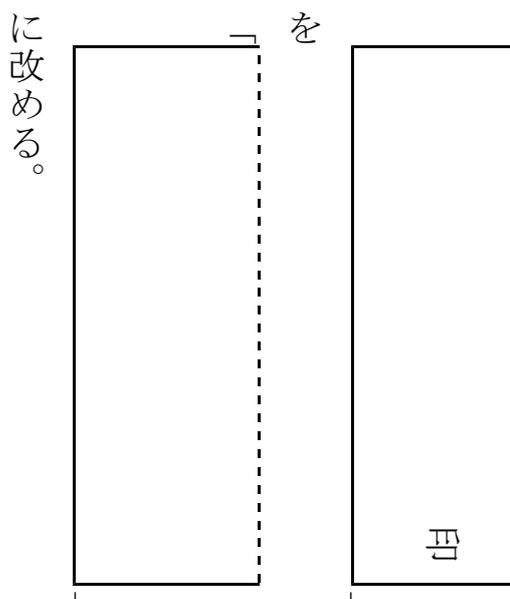
第三十四号の五様式の表及び第三十四号の六様式から第三十四号の十二様式までの様式中「㊦」を削る。

第四十四号様式の表中「齟齬」を「齟齬」に改め、「㊦」を削り、同様式記載要領4中「齟齬」

を「齟齬」に改める。

第四十九号様式から第五十一号の二様式までの様式中「㊦」を削る。

第五十五号の五様式及び第五十五号の六様式中



(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表及び別記第二号様式の表中「㊦」を削り、「㊦・㊦」を「㊦」に改める。

第三条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第三条の二第一項中「並びに」を「並びに」に改め、同欄の地方

税法施行規則第三条の二第二項第四号中「第四項第一号」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第二項第五号中「第四項第一号及び第十条の二の六第四項第一号」を「第四項第一号」及び第十条の二の六第四項第一号」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第三項第四号中「次項第二号」を「次項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第三項の次に次のように加える。

〔新設〕

同欄の地方税法施行規則第三条の二中「4」を「4」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第四項中「この項」を「この項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第四項第一号中「第十条の二の六第四項第一号」を「第十条の二の六第四項第一号」に、「第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号」に、「同号」を「同号」に、「同項」を「同項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二に次のように加える。

〔新設〕

同欄の地方税法施行規則第三条の三の三第一項を次のように改める。

法第五十三条第四十六項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」

という。)を行う内国法人は、同条第四十六項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)から入力して、特定申告を行わなければならない。

同欄の地方税法施行規則第三条の三の三中「5」を「8」に、「4」を「7」に、「3」を「6」に、「2」を「5」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の三第一項の次に次のように加える。

〔2・3 同上〕

4 法第五十三條第四十六項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六條第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

同欄の地方税法施行規則第六条の次に次のように加える。

(法人の事業税の交付額の算定の特例)

第七條の二の三 〔同上〕

2 前項の規定は、政令第五十七條の二の七第三項の規定による都における法人の行う事業に対する事業

税の交付について準用する。

同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第一項中「並びに」を「並びに」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第二項第四号中「第四項第一号」を「第四項第一号」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第三項第四号中「次項第二号」を「次項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第三項の次に次のように加える。

〔新設〕

同欄の地方税法施行規則第十条の二の六中「4」を「4」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第四項中「この項」を「この項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六の次に次のように加える。

〔新設〕

同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第一項を次のように改める。

法第三百二十一条の八第四十二項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第四十二項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する

添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機から入力して、特定申告を行わなければならない。

同欄の地方税法施行規則第十条の二の八中「5」を「8」に、「4」を「7」に、「3」を「6」に、「2」を「5」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第一項の次に次のように加える。

〔2・3 同上〕

4 法第三百二十一条の八第四十二項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

同欄の地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項中「四 法第五十三条第四十項」を「三の二 法第五十三条第四十項」に、「四の二」を「四」に改め、同表改正後欄の地方税法施行規則第一条の七第十六号中「第五十三条第六十二項若しくは第六十五項又は第三百二十一条の八第五十九項若しくは第六十二項」を「第五十三条第七十項若しくは第七十三項又は第三百二十一条の八第六十七項若しくは第七十項」に改め、同欄の地方税法施行規則第一条の九第一号中「控除されたなかつた」を「控除されなかつた」に改

め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第一項中「並びに第九条の七第六項及び第二十八項に」を「第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。第一号イ及び第二号において同じ。）に」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第一項第一号イ及び第二号中「並びに第九条の七第六項及び第二十八項」を「第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第二項第四号中「第四項第一号」を「第五項第一号及び第六項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第二項第五号中「第四項第一号及び第十条の二の六第四項第一号」を「以下この条及び第十条の二の六」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第三項第四号中「次項第二号」を「第五項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第四項第一号中「この項及び次項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第四項第一号中「第十条の二の六第四項第一号」を「次項第二号及び第十条の二の六」に、「第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号」を「次項第二号及び第十条の二の六」に、「同号」を「第十条の二の六第五項第一号及び第六項第二号」に、「同項」を「政令第九条の七第二項」に、「同条第七項」を「政令第九条の七第七項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二中「4」を「5」に改め、同欄の地方税

法施行規則第三条の二第三項の次に次の一項を加える。

4|| 前項の規定は、政令第九条の七の二第一項において準用する政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「政令」とあるのは「政令第九条の七の二第一項において準用する政令」と、同項第四号中「政令」とあるのは「政令第九条の七の二第一項において準用する政令」と、「控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）」とあるのは「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

同欄の地方税法施行規則第三条の二に次の一項を加える。

6|| 政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第九条の七第十九項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第四十一項の規定により控除することとされた同項に規定する税額控除不足額相当額とする。

一 法第五十三条第四十一項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度（同項に規定

する過去適用事業年度をいう。次号において同じ。）の外国の法人税等の額

二 前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

同欄の地方税法施行規則第三条の二の二第二項中「第五十三條第四十七項」を「第五十三條第五十五項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二の二第二項第三号中「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第五十四項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三（見出しを含む。）中「第五十三條第五十一項」を「第五十三條第五十九項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第一項を次のように改める。

法第五十三條第六十三項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同條第六十三項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）から入力して、

特定申告を行わなければならない。

同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第五項中「第五十三条第六六項に」を「第五十三条第七十四項に」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第五項第三号中「第五十三条第五十九項」を「第五十三条第六十七項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第五項第四号中「第五十三条第十六項」を「第五十三条第七十四項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二「4」を「7」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第三項中「第五十三条第六十項」を「第五十三條第六十八項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第三項第三号中「第五十三條第五十九項」を「第五十三條第六十七項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二中「3」を「6」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第二項中「第五十三條第五十九項後段」を「第五十三條第六十七項後段」に、同条第五十五項を「同条第六十三項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二中「2」を「5」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第一項の次に次のように加え

る。

〔2・3 略〕

4 法第五十三条第六十三項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

同欄の地方税法施行規則第六条の次に次のように加える。

(法人の事業税の交付額の算定の特例)

第七条の二の三 「略」

2 前項の規定は、政令第五十七条の二の八第三項の規定による都における法人の行う事業に対する事業税の交付について準用する。

同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第一項中「並びに第四十八条の十三第七項及び第二十九項に」を「、第四十八条の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八条の十三の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。第一号イ及び第二号において同じ。）に」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条

の二の六第一項第一号イ及び第二号中「並びに第四十八条の十三第七項及び第二十九項」を「、第四十八条の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八条の十三の二第二項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第二項第四号中「第四項第一号」を「第五項第一号及び第六項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第三項第四号中「次項第二号」を「第五項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第四項中「この項」を「この項及び次項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六中「4」を「5」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定は、政令第四十八条の十三の二第一項において準用する政令第四十八条の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「政令」とあるのは「政令第四十八条の十三の二第一項において準用する政令」と、同項第四号中「政令」とあるのは「政令第四十八条の十三の二第二項において準用する政令」と、「控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）」とあるのは「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

同欄の地方税法施行規則第十条の二の六に次の一項を加える。

6

政令第四十八条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただ

し、同条第一項において準用する政令第四十八条の十三第二十項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十一項の規定により控除することとされた同項に規定する税額控除不足額相当額とする。

一 法第三百二十一条の八第四十一項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度（同項に規定する過去適用事業年度をいう。次号において同じ。）の外国の法人税等の額

二 前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

同欄の地方税法施行規則第十条の二の七第二項中「第三百二十一条の八第四十七項」を「第三百二十一

条の八第五十五項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の七第二項第三号中「第三百二十一条の八第四十六項」を「第三百二十一条の八第五十四項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第一項を次のように改める。

法第三百二十一条の八第六十項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第六十項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機から入力して、特定申告を行わなければならない。

同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第五項中「第三百二十一条の八第六十三項」を「第三百二十一条の八第七十一項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第五項第三号中「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第六十四項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第五項第四号中「第三百二十一条の八第六十三項」を「第三百二十一条の八第七十一項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第四項中「第三百二十一条の八第五十七項」を「第三百二十一条の八第六十五項」に、「同条第五十六項」

を「同条第六十四項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八中「4」を「7」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第三項中「第三百二十一条の八第五十七項」を「第三百二十一条の八第六十五項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第三項第三号中「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第六十四項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八中「3」を「6」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第二項中「第三百二十一条の八第五十六項後段」を「第三百二十一条の八第六十四項後段」に、「同条第五十二項」を「同条第六十項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八中「2」を「5」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第一項の次に次のように加える。

〔2・3 略〕

4 法第三百二十一条の八第六十項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

同欄の地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項中「四 法第五十三條第五十一項」を「三の二 法

第五十三条第五十九項」に、「四の二」を「四」に改め、同欄の地方税法施行規則第二十四条の四十第一項第三号中「第五十三条第五十二項及び第五十三項」を「第五十三条第六十項及び第六十一項」に改める。

附則第二条第一項中「次条において「新規則」を「次条第一項において「新規則」に、「以下この項及び次条において「施行日」を「以下この条及び次条において「施行日」に、「以下この項において「四年旧法人税法」を「昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」に、「連結子法人（以下この項」を「連結子法人（以下この条」に、「以下この項及び次条において同じ」を「次項及び次条において同じ」に、「適用し、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による」を「適用する」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第二項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む

む。）分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び市町村民税については、この省令による改正前の地方税法施行規則（次条第二項において「旧規則」という。）の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、なおその効力を有する。

附則第三条中「適用し、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による」を「適用する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧規則の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第四条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の四を第十二条の二の十一とし、第十二条の二の三の次に次の七条を加える。

第十二条の二の四 地方自治法第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものは、歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次項第一号及び第十二条の二の八において同じ。）の納付の通知に係る書面であつてバーコードの記載があるものとする。

2 地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

一 歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な事項

二 次に掲げるいずれかの事項

イ クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に

関し必要な事項

ロ 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法（イに規定する方法を除く。）による決済に関し必要な事項

第十二条の二の五 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の指定

を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他当該普通地方公共団体の長が必要と認める事項を記載した申出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

第十二条の二の六 地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日とする。

第十二条の二の七 指定納付受託者（地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。次条及び第十二条の二の九において同じ。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、同法第二百三十一条の二の三第三項の規定により、普通地方公共団体の長が定める日までに、その旨を記載した届出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

第十二条の二の八 指定納付受託者は、地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定により、次に掲げる事項を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において地方自治法第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

二 前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項

イ 第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項

ロ 歳入等を納付しようとする者から地方自治法第二百三十一条の二の二の規定により委託を受けた

年月日

第十二条の二の九 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者に対し、地方自治法第二百三十一条の二の

六第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

第十二条の二の十 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指

定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

附則第四条（見出しを含む。）中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法施行規則の一部改正）

第五条 国有資産等所在市町村交付金法施行規則（昭和三十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように

改正する。

第一条の二の二（見出しを含む。）中「第一条の四第十二号」を「第一条の五第十二号」に改め、同条を第一条の二の四とする。

第一条の二の見出し及び同条第一項中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改め、同条第二項中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改め、同条を第一条の二の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（政令第一条の三第三項の総務省令で定めるところにより証明がされたもの）
第一条の二の三 第一条の規定は、政令第一条の三第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものについて準用する。

第一条の見出し中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改め、同条中「国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号。以下「政令」という。）第一条の二第一項」を「政令第一条の三第一項」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（政令第一条の二第一項の総務省令で定めるところにより証明がされたもの）

第一条 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号。以下「政令」という。）第一条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものは、同項に規定する洪水吐ゲート等に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により同項に規定する河川管理者の証明がされたものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行規則第二条の三第二項に一号を加える改正規定、同令第二条の五第二項及び第二十五条の改正規定、同令第二十六条の改正規定（同条第一項第一号ロ(1)中「記名押印」を「その氏名」に改める部分及び同号ロ(2)の改正規定を除く。）並びに同令第二十七条から第三十条までの改正規定並びに同令附則第三条の二の二第一項及び第五項の改正規定並びに同令第五号の十四様式備考、第五号の十四の二様式備考及び第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条及び附則第九条の規定 令和四年

一月一日

二 第四条（地方自治法施行規則附則第四条の改正規定を除く。）及び附則第十条の規定 令和四年一月

四日

三 第一条中地方税法施行規則附則第二条の九の次に一条を加える改正規定 令和四年四月一日

四 第一条中地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項第十二号の次に三号を加える改正規定及び第三

十一条の二の二の改正規定並びに附則第八条第二項の規定 令和五年一月一日

五 第一条中地方税法施行規則附則第三十条第二項第二号の改正規定、同条第四項第一号の改正規定（「

家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める部分に限る。）、同項を同条第八項とする改正規定、同

条第三項の改正規定及び同項を同条第七項とし、同条第二項の次に四項を加える改正規定並びに第四条

中地方自治法施行規則附則第四条の改正規定並びに附則第六条第四項の規定 産業競争力強化法等の一

部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

六 第一条中地方税法施行規則附則第六条第三十一項を同条第二十九項とし、同項の次に一項を加える改

正規定（第三十項に係る部分に限る。） 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する

法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

七 第一条中地方税法施行規則附則第六条に四項を加える改正規定（第八十六項及び第八十七項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第二項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合（法第四十五条の三第一項及び第三百十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合に限る。以下この項において同じ。）について適用し、令和三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出した場合には、なお従前の例による。

2 新規則第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式は、令和四年一月一日以後に支払うべき法第五十条

の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について法第五十条の九及び第三百二十八条の十四の規定により提出し、又は交付するこれらの規定に規定する特別徴収票について適用し、同日前に支払うべき退職手当等についてこれらの規定により提出し、又は交付したこれらの規定に規定する特別徴収票については、なお従前の例による。

3 新規則第十七号の二様式別表は、令和四年一月一日以後に法第三百十七号の六第四項の規定により提出する同項に規定する公的年金等支払報告書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する公的年金等支払報告書については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新規則附則第三条の二の二第五項の規定の適用については、同項中「第六条第一項」とあるのは、「第六条」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 新規則附則第四条の七第七項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽

油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に係る経過措置）

第五条 新規則第十六号の四十三様式は、施行日以後に取得される自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第六条 新規則第十条の二の十五の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第二十七項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される設備に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（次項及び附則第九条第一項において「旧規則」という。）附則第六条第二十九項に規定する政府の補助を受けて取得された設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第三十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十六項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和三年四月一日から附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得（地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第一条の規定による改正後の法附則第六十四条に規定する取得をいう。）をされた新規則附則第三十条第二項に規定する家屋に対する同項第二号の規定の適用については、同号中「中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十四項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）」とする。

（軽自動車税に係る経過措置）

第七条 新規則第三十三号の四様式は、施行日以後に取得される三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（特定書面等地方税関係申告等に係る経過措置）

第八条 新規則第二十四条の三十九第一項（第一号の四、第四号、第七号の二、第七号の三及び第十一号の二に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる法第七百四十七条の二第二項の特定書面等地方税関係申告等について適用する。

2 新規則第二十四条の三十九第一項（第十二号の二から第十二号の四までに係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に行われる法第七百四十七条の二第二項の特定書面等地方税関係申告等について適用する。

（電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置）

第九条 新規則第二十五条第二項の規定の適用については、旧規則第二十五条第二号に規定する承認を受けている同号に規定する関連地方税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新規則第二十五条第二項第一号ロに規定する関連地方税関係帳簿の記録事項とみなす。

2 新規則第二十五条第五項の規定の適用については、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第一条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第七百四十八条又は第七百四十九条第一項若しくは第二項の承認を受けている旧法第七百四十八条に規定する地方税関係帳簿に係

る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新規則第二十五条第五項第四号に規定する地方税関係帳簿の記録事項とみなす。

3 新規則第二十五条第七項及び第八項の規定は、令和四年一月一日以後に提出する同条第七項に規定する適用届出書に係る同項に規定する過去分書類について適用する。

(市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 市町村の合併の特例に関する法律施行規則(平成十七年総務省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の七条を加える。

(合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件)

第十四条の二 地方自治法施行規則第十二条の二の四第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同項中「をいう」をいう。次項第一号及び第十二条の二の八において同じ」とあるのは、「をいう」と読み替えるものとする。

2 地方自治法施行規則第十二条の二の四第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同項第一号中「の納付」とあるのは、「（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二に規定する歳入等をいう。以下この号において同じ。）の納付」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者の指定）

第十四条の三 地方自治法施行規則第十二条の二の五の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同令第十二条の二の五中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者を指定した場合の告示）

第十四条の四 地方自治法施行規則第十二条の二の六の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、同令第十二条の二の六中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

る。

（合併特例区に係る指定納付受託者による届出）

第十四条の五 地方自治法施行規則第十二条の二の七の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同令第十二条の二の七中「地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。次条及び第十二条の二の九において同じ」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の報告）

第十四条の六 地方自治法施行規則第十二条の二の八の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定による報告について準用する。この場合において、同令第十二条の二の八中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規

定する指定納付受託者をいう。」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第一号中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と、「歳入等」とあるのは「歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次号において同じ。）」と、同条第二号イ中「第十二条の二の四第二項第一号に掲げる」とあるのは「歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と、同号ロ中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と読み替えるものとする。（合併特例区に係る指定納付受託者に対する報告の徴収）

第十四条の七 地方自治法施行規則第十二条の二の九の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の六第二項の規定により報告をさせる場合について準用する。この場合において、同令第十二条の二の九中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と読み替えるものとする。

(合併特例区に係る指定納付受託者の指定の取消し)

第十四条の八 地方自治法施行規則第十二条の二の十の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

第十五条中「第十二条の二の二」を「第十二条の四の二」に改め、「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第二十一条中「第十二条の二の三」を「第十二条の二の十一」に改める。